

■国土利用計画法（抜粋）

（土地利用審査会）

第三十九条 都道府県に、土地利用審査会を置く。

2 土地利用審査会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

3 土地利用審査会は、委員五人以上で組織する。

4 委員は、土地利用、地価その他の土地に関する事項について優れた経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正な判断をすることができる者のうちから、都道府県知事が、都道府県の議会の同意を得て、任命する。

5 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。

一 破産者で復権を得ない者

二 禁錮こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

6 都道府県知事は、委員が前項各号の一に該当するに至ったときは、その委員を解任しなければならない。

7 都道府県知事は、委員が次の各号の一に該当するときは、都道府県の議会の同意を得て、その委員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められるとき。

8 委員は、自己又は三親等以内の親族の利害に関係のある事件については、議事に加わることができない。

9 土地利用審査会は、第十二条第六項、同条第十三項（同条第十五項において準用する場合を含む。）、第十六条第二項、第二十四条第一項、第二十七条の三第二項（同条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第二十七条の五第一項、第二十七条の六第二項（同条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び第二十七条の七第四項において準用する場合を含む。）、第二十七条の八第一項又は第三十一条第一項の規定に係る所掌事務を処理するときは、関係市町村長の出席を求め、その意見を聴かななければならない。

10 第三項から前項までに定めるもののほか、土地利用審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

○徳島県土地利用審査会条例

昭和四十九年十月二十九日
徳島県条例第四十九号

徳島県土地利用審査会条例をここに公布する。

徳島県土地利用審査会条例

(趣旨)

第一条 この条例は、国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)第三十九条第十項の規定に基づき、徳島県土地利用審査会(以下「審査会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 審査会は、委員七人で組織する。(平二五条例五八・追加)

(任期)

第三条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。(平二五条例五八・旧第二条繰下)

(会長)

第四条 審査会に、会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(平二五条例五八・旧第三条繰下)

(会議)

第五条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、審査会の会議の議長となる。

3 審査会は、会長(会長に事故があるときにあつては、その職務を代理する者)及び三人以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 前項の規定にかかわらず、規制区域の指定若しくは指定の解除又はその区域の減少に係る確認の議決は、委員の総数の過半数をもって決する。

(平二五条例五八・旧第四条繰下)

(雑則)

第六条 この条例に定めるもののほか、議事の手続その他審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮つて定める。(平二五条例五八・旧第五条繰下)

徳島県土地利用審査会運営規程

(この規程の趣旨)

第1条 この規程は、徳島県土地利用審査会条例(昭和49年徳島県条例第49号)第5条の規定に基づき、徳島県土地利用審査会(以下「審査会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長の互選)

第2条 会長の選挙は、無記名投票とし、有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。得票数が同じであるときは、くじで定める。

2 審査会は、委員中に異議がないときは、前項の選挙につき指名推薦の方法を用いることができる。

(会議の招集)

第3条 会長が審査会の会議を招集しようとするときは、あらかじめ、委員に議案、日時及び場所を通知しなければならない。

(委員の欠席の届出)

第4条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席することができないときは、招集の期日前にその旨を会長に届けなければならない。

(審理の通知)

第5条 審査会は、国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第20条第3項に規定する公開による口頭審査(以下「審理」という。)を開始する場合には、あらかじめ、審査請求人、処分その他の関係人又は代理人(以下「審査請求人等」という。)に審理の期日及び場所を通知しなければならない。

(会長の審理の指揮)

第6条 審理の手続は、会長が指揮する。

2 会長は、審査請求人等が述べる意見、申立てその他の行為が既に述べた意見又は申立てと重複するとき、当該審査請求に関係がない事項にわたるとき、その他相当でないとき、これを制限することができる。

3 会長は、次の各号の一に該当すると認められた者については、審理の傍聴をさせないことができる。

一 凶器その他危険のおそれのある物品を携帯している者

二 酒気を帯びている者

三 その他審理の公正が害されると認められる者

4 会長は、審査会の公正な審理の進行を妨げる行為をする者に対しては、その行為を制止し、又は係員をして制止させるものとする。

5 会長は、前項の指示に従わない者に対しては、退場を命じ、又は係員をして退場させることができる。

(参考人)

第7条 審査会は、審理又は調査のために必要があると認める場合には、参考人の出頭を求めて意見を聴くことができる。

(審査会の庶務職員)

第8条 審査会の庶務を処理する職員は、会長の許可を受けて会議に出席し、議案について説明し、又は意見を述べるることができる。

(審査会の議事録)

第9条 審査会の議事については、議事録を作成し、会長及び会長が指名した委員がこれに署名押印しなければならない。

(公印)

第10条 審査会、会長及び会長職務代理者の公印の形状及び寸法は、別表のとおりとする。

2 公印の字体はすべててん字体によるものとする。

3 公印の管守は、会長が指定する者がこれに当たる。

(会長への委任)

第11条 この規程に定めのない事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、昭和49年12月20日から施行する。